投資信託説明書(目論見書)
2007.1

愛称：

りそなBRICsプラス

ＤＷＳ世界新興国株式ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)

本書は証券取引法第１３条の規定に基づく目論見書です。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

DWS INVESTMENTS
Deutsche Bank Group

Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group

この冊子の前半部分は「DWS世界新興国株式ファンド（愛称：りそな　BRICsプラス）」の投資信託説明書（交付目論見書）、後半部分は「DWS世界新興国株式ファンド（愛称：りそな　BRICsプラス）」の投資信託説明書（請求目論見書）です。

投資信託説明書(交付目論見書)
2007.1

愛称：

りそなBRICsプラス

ＤＷＳ世界新興国株式ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)

本書は証券取引法第１３条の規定に基づく目論見書です。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

DWS INVESTMENTS
Deutsche Bank Group

Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group

1．本書により行うDWS世界新興国株式ファンド（愛称：りそな　BRICsプラス）（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第５条の規定により有価証券届出書を平成18年12月22日に関東財務局長に提出しており、平成19年１月７日にその効力が発生しております。

2．当該有価証券届出書「第三部　ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は、投資家から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

3．当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国の株式を投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

発行者名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　関崎　司
本店の所在の場所	東京都千代田区永田町二丁目11番１号 山王パークタワー
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

Contents

1 ファンドの概要……1
2 ファンドの特徴……3
ファンドの特色……3
ファンドの名称・目的・基本的性格……5
具体的な運用プロセス……5
主な投資対象……6
主な投資制限……6
分配方針……7
3 購入後のファンド情報の入手方法……8
4 リスクと留意点……9
5 取得のお申込みについて（概要）……11
申込（販売）手続等……11
6 ご換金のお申込みについて（概要）……13
換金（解約）手続等……13
7 ファンドの取得・保有・換金に係る費用や税金等……15
その他の手数料等……16
課税上の取扱い……16
8 ファンドの運営の仕組み・体制等……18
ファンドの仕組み……18
委託会社の概況……19
運用体制……19
投資リスクに対する管理体制……21
9 その他……23
ファンド管理の概要および運営等に関する事項について……23
受益者の権利等……26
内国投資信託受益証券の形態等……27
発行（売出）価額の総額……27
申込期間……27
振替機関に関する事項……27
払込期日……27
申込取扱場所・払込取扱場所……28
その他……28
内国投資信託受益証券事務の概要……28
運用状況……29
財務ハイライト情報……29
ファンドの詳細情報の項目……30
信託約款……31

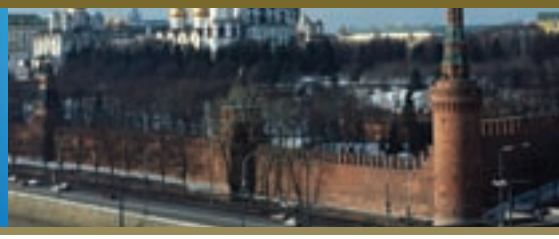

1 ファンドの概要

ファンド名	DWS世界新興国株式ファンド（愛称：りそな BRICsプラス）
設定日	平成19年1月31日
基本的性格	追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	DWS世界新興国株式マザーファンドを通じて、主にブラジル、ロシア、インド、中国、（香港を含む。）など新興国の企業の株式および預託証書等（以下「株式等」といいます。）に投資します。
主な投資制限	●株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
主なファンドのリスク	●株式の価格変動リスク ●為替変動リスク ●カントリーリスク ●信用リスク
信託期間	無期限
決算日	毎年2回、原則として8月18日と2月18日に行います。決算日が休業日の場合は翌営業日を決算日とします。
収益分配	毎決算時に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。 原則として決算日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いいたします。
申込期間	当初申込期間：平成19年1月9日（火）から平成19年1月30日（火） 継続申込期間：平成19年1月31日（水）から平成19年12月5日（水） ただし、フランクフルト証券取引所またはフランクフルトの銀行の休業日には、申込みの受付けは行いません。 ※継続申込期間は、右記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

詳しくは P6 をご参照ください。
詳しくは P9 をご参照ください。
詳しくは P7 をご参照ください。

ご購入・ご換金のお申込み	原則として販売会社の営業日に申込みの受付けが行われかつ販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とさせていただきます。ただし、フランクフルトの証券取引所または銀行の休業日には、受付けは行いません。
申込取扱場所・払込取扱場所	原則として販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。払込みは原則として、申込みの取扱いを行った販売会社において取扱います。 詳細につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。
申込価格	当初申込期間：1口あたり1円とします。 継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
申込単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問合せください。
申込手数料	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。
申込代金の支払日	原則として販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いいただくものとします。詳細については、販売会社にお問合せください。
換金価額	換金（解約）価額の場合、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。
解約代金の支払日	原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いいたします。
信託報酬	純資産総額に対し年率1.974%（税抜1.88%） ※右記のほか、信託事務の諸費用等が別途信託財産より支払われます。
課税関係	収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額に対して個人の受益者の場合は10%（所得税7%、地方税3%）、法人の受益者の場合は7%（所得税のみ）の税率※による課税が行われます。 ※税率は、平成20年4月1日からは、個人の受益者の場合は20%（所得税15%、地方税5%）、法人の受益者の場合は15%（所得税のみ）となる予定です。 ＊税法が改正された場合等は、右記の内容が変更されることがあります。

詳しくは P11 をご参照ください。
詳しくは P13 をご参照ください。
詳しくは P15 をご参照ください。
詳しくは P16 をご参照ください。

委託会社の照会先（基準価額および解約価額、販売会社について等）

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス　http://www.damj.co.jp/
・電話番号　03−5156−5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

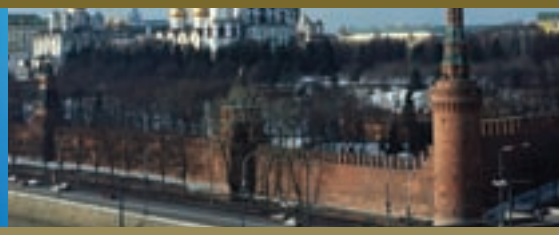

2 ファンドの特徴

ファンドの特色

1 高い経済成長が期待されているブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含む。）など新興国の企業の株式等に投資します。

主にBRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）と、BRICsに続く高い経済成長が期待されている新興国”プラス“の企業の株式等に投資します。

将来新たに高い経済成長が期待される新興国が台頭した場合、投資対象国を拡げます。

2 新興国で主たる企業活動を展開する先進国の企業の株式等や先進国の証券取引所に上場されている新興国の企業の株式等に投資することもあります。

BRICsを中心に”プラス“にも投資することで分散を図るとともに、新興国の高い経済成長を捉え、中長期的に高いリターンを追及する運用を目指します。

3 原則として為替ヘッジは行いません。

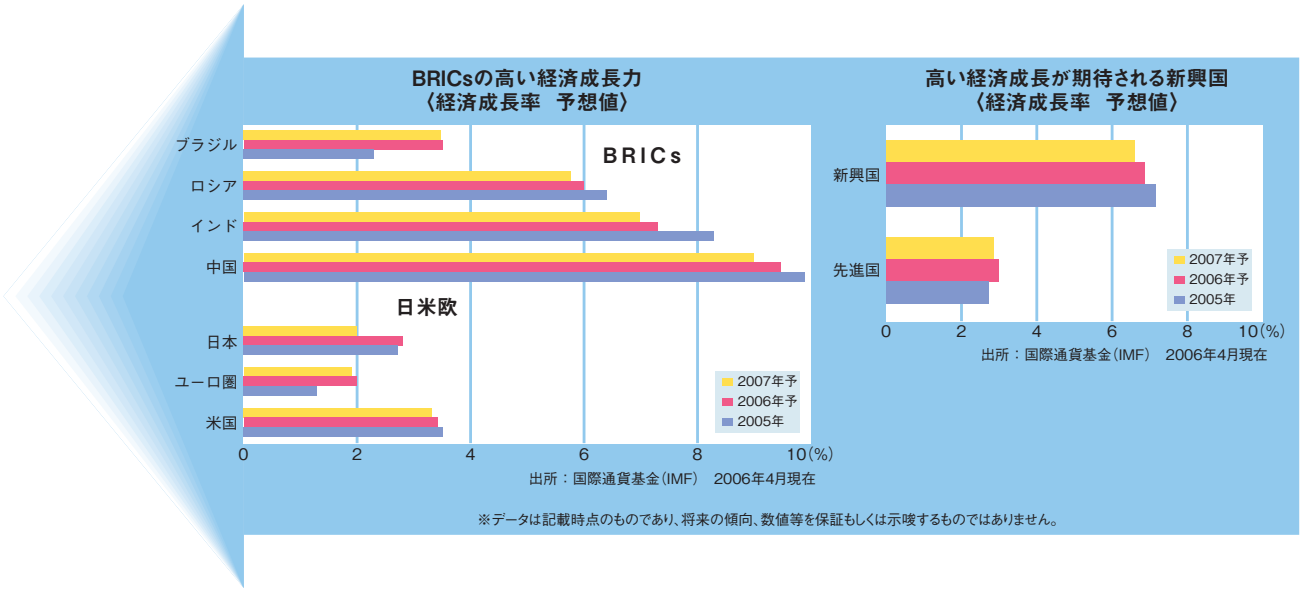

※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

◆外貨建資産
ファンドに組入れている海外の企業が発行する株式や債券などを合計した資産を外貨建資産といいます。

◆為替ヘッジ
為替変動に係るリスクを回避するために、通貨の先物取引やオプション取引を利用して、将来のある時点に事前に決められた一定の交換レートで外貨を売り、円を買う取引を行うことなどをいいます。

◆マザーファンド
投資家が取得するファンドを「ベビーファンド」といい、複数のベビーファンドの資金をまとめて運用するためのファンドを「マザーファンド」といいます。

4 マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハー（所在地：ドイツ　フランクフルト）に委託します。

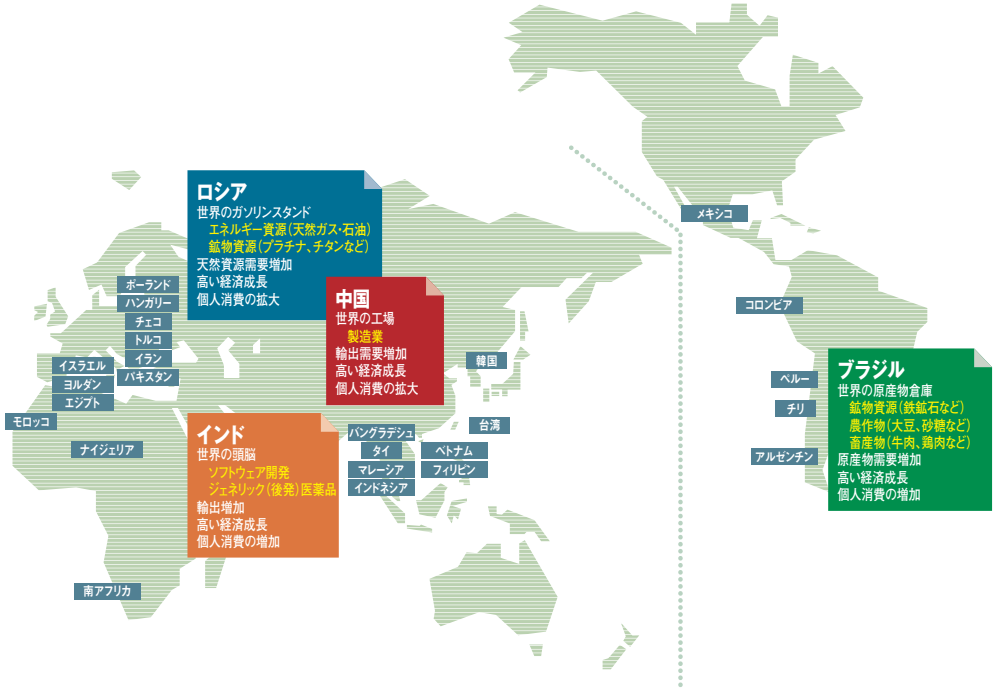

BRICsと世界の主要新興国

BRICs、NEXT11、MSCIエマージング・マーケット指数を構成する新興国

出所：ゴールドマン・サックス、MSCI　2006年8月現在

＊上記国名は代表的な新興国市場の国名をあくまでも参考として申し述べたものであり、当ファンドで実際に投資する新興国を示したものではありません。
＊＊新興国市場は、一般に先進諸国の証券市場に比べカントリーリスクが高くなります。

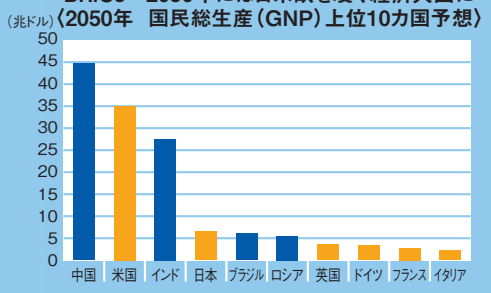

出所：ゴールドマン・サックス　2003年現在

＊2005年上位10カ国は、米国、日本、ドイツ、中国、英国、フランス、イタリア、スペイン、カナダ、ブラジル。インドは12位、ロシアは14位。
出所：世界銀行、2006年現在
※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

新興国の定義：
投資対象国となる新興国は、投資を行う時点で、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、国際金融公社（IFC）等が先進国に定めていない全ての国とします。なお、投資対象国となる新興国の定義は、DWSの判断により変更される場合があります。

用語解説

◆ファンド
多数の投資家から集めた資金をひとまとめにして専門家が運用し、その成果を投資家に還元する仕組みのことをいいます。一般的には、投資信託のことを指します。

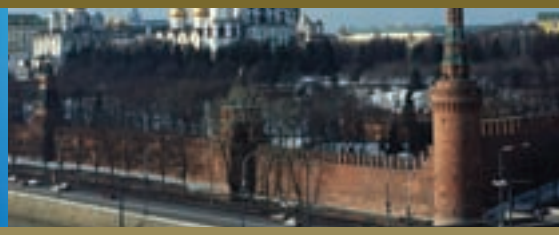

ファンドの名称・目的・基本的性格

●ファンドの名称

DWS世界新興国株式ファンド
（愛称：りそな BRICsプラス）
（以下「ファンド」という場合があります。）

●ファンドの目的

当ファンドは、DWS世界新興国株式マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて、高い経済成長が期待されているブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含む。）など新興国の企業の株式等に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

●信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2，000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

●基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・国際株式型（一般型）※に属します。

※「国際株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70％以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

具体的な運用プロセス

●トップダウン・アプローチによる国別配分の決定およびボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の選択を行い、ポートフォリオを構築します。

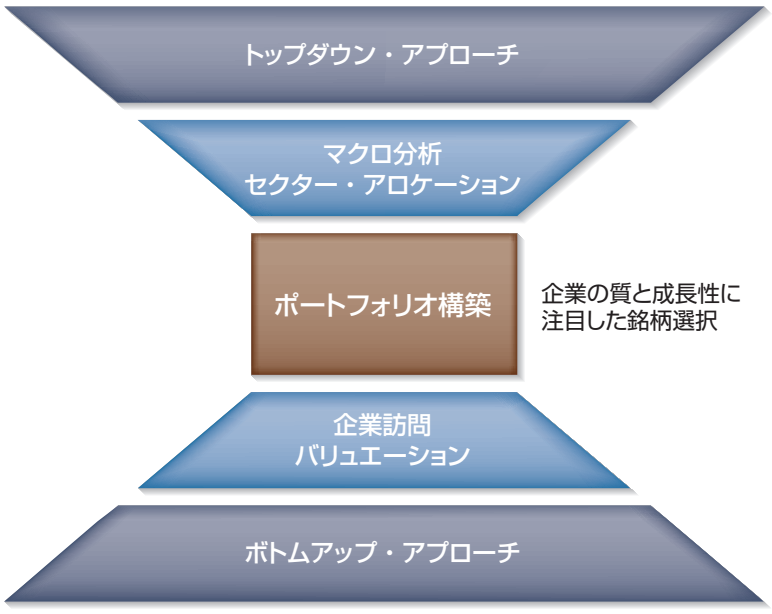

◆ボトムアップ・アプローチ
個別銘柄に対する調査・分析に基づいて投資銘柄を選別する運用手法を言います。

◆トップダウン・アプローチ
経済情勢や産業動向などマクロ的な投資環境の予測・分析などにより、投資の資産配分や業種別配分を決定する運用手法です。

◆預託証書
ある国の発行会社の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券のことをいいます。預託証書（DR）は、株式と同様に証券取引所などで取引され、流通される市場や形態によって多様です。

主な投資対象

DWS世界新興国株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、高い経済成長が期待されているブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含む。）など新興国の企業の株式等に投資を行います。

※詳しくは「信託約款」をご参照ください。

①高い経済成長が期待される主要投資対象国の企業の株式等に投資します。

②主要投資対象国で主たる企業活動を展開する先進国の企業の株式等や先進国の証券取引所に上場されている主要投資対象国の企業の株式等に投資することもあります。

③株式への投資にあたっては、収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

主な投資制限

〈信託約款で定める主な投資制限〉

①株式への投資制限（信託約款「運用の基本方針」2．運用方法 ⑶投資制限）

株式への実質投資割合には制限を設けません。

※実質投資割合とは、ファンドに属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。（以下同じ。）

②外貨建資産への投資制限（信託約款「運用の基本方針」2．運用方法 ⑶投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資制限（信託約款「運用の基本方針」2．運用方法 ⑶投資制限、信託約款第16条第4項）

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。

④同一銘柄の株式等への投資制限（信託約款「運用の基本方針」2．運用方法 ⑶投資制限、信託約款第20条）

a．同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

b．同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資制限（信託約款「運用の基本方針」2．運用方法⑶投資制限、信託約款第24条）

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確

用語解説

◆信託約款
信託約款において、ファンド毎の運営・管理上の基本となる運用方針や仕組みなどが定められています。信託約款は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて作成され、その内容については、あらかじめ監督官庁に届出が行われます。委託会社と受託会社は、この信託約款に基づいて信託契約を締結し、ファンドの運営・管理を行います。

◆ポートフォリオ
ファンド等の運用資産全体や、株・債券等の有価証券の銘柄群などを指します。

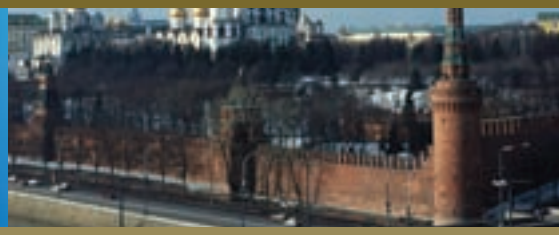

にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第３４１条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

(注) マザーファンドの「投資制限」については、当ファンドと実質的に同一です。

※ 詳しくは「信託約款」をご参照ください。

〈法令で定める投資制限〉

①同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第16条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa. の数がb. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に１００分の50の率を乗じて得た数

②先物取引等の評価損の制限（投信法施行規則第27条第１項第５号）

委託会社は、先物取引等の有価証券関連・金融関連デリバティブ取引等の評価損がファンドの純資産総額の１００分の50に相当する額を上回ることになるにもかかわらず、当該デリバティブ取引等を行うこと、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

分配方針

毎決算時（原則として2月18日および8月18日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

a. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

d. 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆自動けいぞく投資
収益分配時に、分配金から税金を差し引いた金額を無手数料で同一ファンドに自動的に再投資することをいいます。

◆純資産総額
ファンドに組入れられている株式や公社債などを時価で評価し、株式や公社債などから得られる配当金や利息などの収入を加えた資産の総額から、ファンドの運用に必要な費用などを差し引いた金額のことです。

◆信託財産
ファンドにおいて運用される株式や債券などの有価証券や現金などの財産をいいます。信託財産は、受託会社により保管・管理されています。

3 購入後のファンド情報の入手方法

①基準価額および解約価額

原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

a. 委託会社
・ホームページアドレス　http://www.damj.co.jp/
・電話番号　03－5156－5247
（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

b. 販売会社
・販売会社の本支店の窓口で問合せることができます。

c. 日本経済新聞
・原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、「BRIC」として、前日付の基準価額が掲載されます。

②受益者への定期報告

委託会社は、当ファンドの毎計算期間の終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付します。

③受益者へのお知らせ

信託約款の変更時等、委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

用語解説

◆受益者
ファンドを取得した投資者のことです。受益者は保有口数に応じて収益分配金や償還金に対する請求権、換金請求権などの権利を有しています。

◆基準価額
純資産総額をその日の受益権の口数で割ったものです。ただし、便宜上１万口単位に換算した価額で表示することがあります。

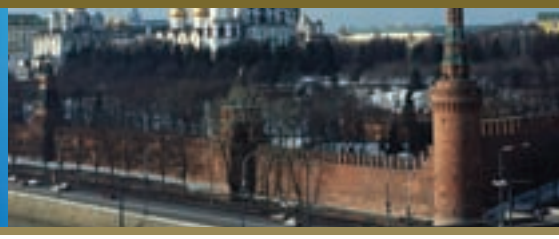

4 リスクと留意点

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、株式などの値動きのある証券（また、外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属することとなります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

①株式の価額変動リスク

当ファンドは主に外国の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります（価格がゼロになることもあります。）。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②為替変動リスク

当ファンドは主に外国の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は当該株式の投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。外国為替相場は一般的に、外国為替市場の需給、各国の金利の変動および様々な国際的な要因により変動し、各国政府・中央銀行による介入や通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。また、外国為替相場は短期的に大幅に変動することがあります。外国為替相場の影響だけを考慮した場合、外国通貨建資産の価格は、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外国通貨建資産の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③カントリーリスク

発行国の政治、経済、社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、証券価格が大きく変動する可能性があります。またエマージング・マーケット（新興国市場）は、一般に先進諸国の証券市場に比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度（証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・マーケットは先進諸国の証券市場に比べカントリーリスクが高くなります。

④信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因のひとつになります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥追加設定・一部解約によるファンドの資金流出入に伴うリスク

当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）および一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出

◆円安
日本円と外国通貨とを交換する比率（＝為替レート）は常に変化するものです。日本円の価値が外国通貨より低くなることを円安といいます。たとえば昨日1ドル115円で、今日1ドル117円に変化するような状況のことです。

◆債務不履行
一般に公社債などの発行者が事前に約束された利払いが遅延したり、元本の償還が不能になることをいいます。

◆リスク
投資の世界では、予想されるリターン（収益）のブレ（変動）の大きさのことをいいます。「リスクが高い」ということは、当初に期待した通りのリターン（収益）にならない可能性が高いということです。期待に反して大きな損失を被る可能性もあります。リスクとリターンは一般的に比例の関係にあり、高いリターン（収益）が期待できる商品はリスク（変動性）も高くなります。

入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、原則的に迅速に株式組入を行いますが、買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。

⑦その他の留意点

・証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、追加設定・解約の申込みを中止することがあります。この場合、既にお申込みの追加設定・解約であっても取り消させていただくことがあります。

・当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

・当ファンドは、受益権の口数が50億口を下回った場合等に必要な手続等を経て繰上償還されることがあります。

・資金動向、市況動向その他の要因により、ファンドの基本方針に従った運用ができない場合があります。

・当ファンドは、以下の日は取得申込みおよび換金の受付けは行いません。

・フランクフルト証券取引所の休業日

・フランクフルトの銀行の休業日

・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。

・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

用語解説

◆デフォルト
事前に約束されたキャッシュフローが発行者の倒産・破産などにより果たされないことなどをいいます。

◆円高
日本円と外国通貨とを交換する比率（＝為替レート）は常に変化するものです。日本円の価値が外国通貨より高くなることを円高といいます。たとえば昨日１ドル120円で、今日１ドル118円に変化するような状況のことです。

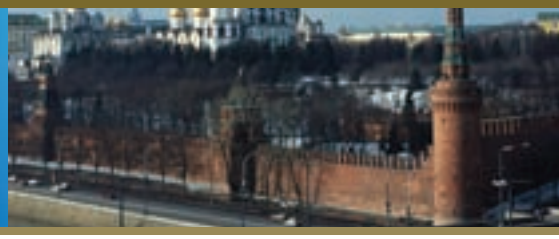

5 取得のお申込みについて（概要）

申込（販売）手続等

①当ファンドの取得申込みの受付けは、販売会社を通じて、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に、取得申込みの受付が行われかつ当該取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の取得申込受付分として取り扱います。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付分になります。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。詳しくは、販売会社にお問合せください。なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」※にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

※販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

③当ファンドの取得価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間の場合は1口当たり1円）とします。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。詳細につきましては、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

④申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。詳細につきましては、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間の場合は1口当たり1円）に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細につきましては、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

⑥当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いいただくものとします。詳細については、販売会社にお問合せください。

◆自動けいぞく投資
収益分配時に、分配金から税金を差し引いた金額を無手数料で同一ファンドに自動的に再投資することをいいます。

◆基準価額
純資産総額をその日の受益権の口数で割ったものです。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。

◆販売会社
ファンドの販売を行う会社（証券会社や銀行、生保、損保などの金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱のほか、換金（解約）の取扱、収益分配金・償還金の支払いの取扱などを行い、ファンドに関する投資家への窓口となります。

⑦取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消等

a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを制限または停止することができます。

b. 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

- ホームページアドレス　http://www.damj.co.jp/
- 電話番号　03−5156−5247

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

お申込代金のお支払いまで（イメージ図）

1営業日目	2営業日目	販売会社が定める日まで
購入を申し込む	申込代金の決定	申込代金を支払う
取得申込受付日の翌営業日の基準価額が適用されます。	原則として販売会社が定める日までにお申込代金を販売会社にお支払い下さい。	

用語解説

◆お申込代金
お申込金額（基準価額に取得申込口数を乗じて得た額）に、お申込手数料などを加算した額をいいます。
お申込代金＝（基準価額×申込口数）＋申込手数料

◆申込手数料
ファンドの取得申込みの際に投資家が販売会社に支払う手数料のことです。申込手数料はファンド毎に販売会社がそれぞれ独自に定めています。

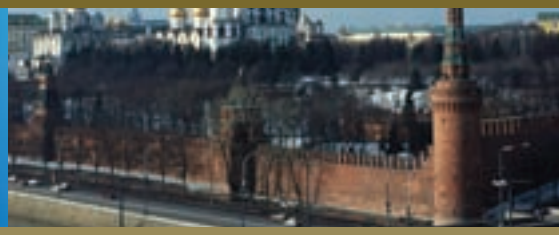

6 ご換金のお申込みについて（概要）

換金（解約）手続等

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付けは、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に一部解約の実行の請求が行われかつ当該請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。

②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。
解約価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。
詳細につきましては、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

④解約単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。詳細につきましては、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

⑤解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。
解約価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。解約単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。解約価額・解約単位につきましては、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

⑥お手取額は、解約価額が個別元本※1を上回った場合その超過額に対して、次の所定の税金を差し引いた額となります。
・個人の受益者の場合は、10％（所得税7％および地方税3％）※2
・法人の受益者の場合は、7％（所得税7％）※3

※1「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等をいいます。
※2 税率は平成20年4月1日から20％（所得税15％および地方税5％）となる予定です。
※3 税率は平成20年4月1日から15％（所得税15％）となる予定です。
（注）税法が改正された場合等には、右記の内容が変更されることがあります。

⑦解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社において支払われます。

⑧委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

（注）右記のほか、販売会社によっては受益権を買取る場合があります。
詳しくは、販売会社にお問合せください。

◆買取請求
ファンドの換金方法の一つで、受益権を販売会社に買い取ってもらうことにより換金する方法をいいます。

◆受益権
ファンドの収益を受ける権利のことです。

◆受益者
ファンドを取得した投資者のことです。受益者は保有口数に応じて収益分配金や償還金に対する請求権、換金請求権などの権利を有しています。

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

- ホームページアドレス　http://www.damj.co.jp/
- 電話番号　03−5156−5247

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ご換金代金のお支払いまで（イメージ図）

1営業日目	2営業日目	7営業日目以降
換金を申し込む	換金価額の決定	換金代金の受取
換金請求受付日の翌営業日の基準価額を基にご換金価額が決まります。		原則として換金請求受付日から起算して7営業日目からお受取りできます。

用語解説

◆個別元本
各受益者の取得元本（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税など相当額は含まれません。）のことです。

◆純資産総額
ファンドに組入れられている株式や公社債などを時価で評価し、株式や公社債などから得られる配当金や利息などの収入を加えた資産の総額から、ファンドの運用に必要な費用などを差し引いた金額のことです。

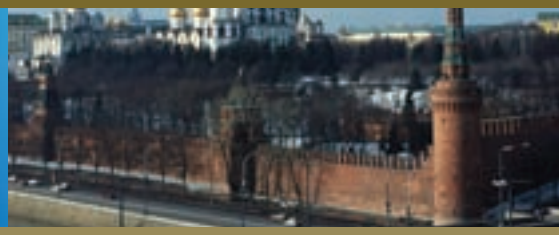

7 ファンドの取得・保有・換金に係る費用や税金等

個人の受益者の場合

項目	お申込時	投資期間中（毎日）	解約請求によるご換金時	収益分配金受取時	ファンドの償還時
受益者の費用・税金	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間の場合は1口当たり1円）に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。	信託報酬 〈信託財産の純資産総額に対して〉 年率1.974%（税抜1.88%） 〈信託報酬の内訳〉 委託会社　年率0.945%（税抜0.9%） 販売会社　年率0.945%（税抜0.9%） 受託会社　年率0.084%（税抜0.08%）	信託財産留保額…ありません。 税金…解約価額の個別元本超過額×10%（所得税7%、地方税3%）※	税金…普通分配金×10%（所得税7%、地方税3%）※	税金…償還価額の個別元本超過額×10%（所得税7%、地方税3%）※

※法人の受益者の場合、原則として所得税7%の税率による源泉徴収が行われます。税率は、平成20年4月1日からは、個人の受益者の場合は20%（所得税15%、地方税5%）、法人の受益者の場合は15%（所得税のみ）となる予定です。
（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。
※詳しくは、後掲「課税上の取扱い」をご参照ください。

お申込みからご換金および償還までの費用の概要（イメージ図）

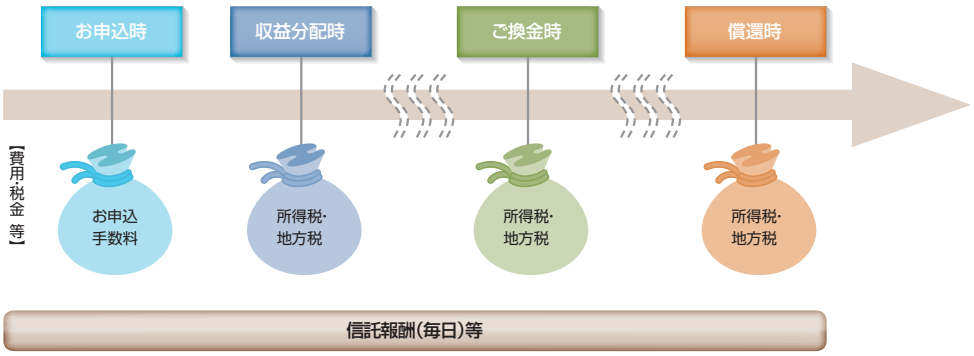

※詳細は上記をご参照ください。

◆信託財産
ファンドにおいて運用される株式や債券などの有価証券や現金などの財産をいいます。信託財産は、受託会社により保管・管理されています。

◆純資産総額
ファンドに組入れられている株式や公社債などを時価で評価し、株式や公社債などから得られる配当金や利息などの収入を加えた資産の総額から、ファンドの運用に必要な費用などを差し引いた金額のことです。

◆信託報酬
受益者が信託財産から間接的に負担する費用です。委託会社、受託会社、販売会社がそれぞれの業務に対する報酬として受け取るもので、ファンド毎に一定の率が契約によって決められています。

・右記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
・当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
・マザーファンドの運用の指図を行うディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハー（フランクフルト）に対する投資顧問報酬（マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.45%以内の率を乗じて得た額）は委託会社の信託報酬から支払われます。
・委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。
・信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

その他の手数料等

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②委託会社は、右記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

③上記②において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④上記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支弁します。
なお、有価証券届出書提出日現在、右記②により定める上限は、信託財産の純資産総額に年0.10%の率を乗じて得た金額とします。

⑤信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税相当額および外貨建資産の保管等に要する費用および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

課税上の取扱い

日本の居住者である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

①個別元本方式について

a．個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および申込手数料に対する消費税に相当する額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

用語解説

◆個別元本
各受益者の取得元本（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税など相当額は含まれません。）のことです。

◆外貨建資産
ファンドに組入れている海外の企業が発行する株式や債券などを合計した資産を外貨建資産といいます。

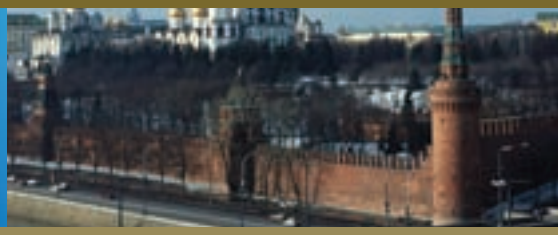

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「c. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

b. 一部解約金および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ii）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

②課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%※（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

※税率は平成20年4月1日から20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%※（所得税7%）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

また、益金不算入制度は適用されません。

※税率は平成20年4月1日から15%（所得税15%）となる予定です。

※右記のほか、販売会社によっては、受益権を買取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについては、詳しくは販売会社にお問合せください。

（注）税法が改正された場合等には、右記の内容が変更されることがあります。

◆普通分配金
ファンドの決算のときに受け取る分配金の中で、課税される分配金のことです。

◆特別分配金
ファンドの決算のときに受け取る分配金の中で、「元本の一部払い戻しに相当する部分」として非課税扱いになる分配金のことです。

◆収益分配
ファンドの決算時に、運用の結果あげられた収益などを受益権の口数に応じて受益者に分配することです。収益分配金は、通常、決算日から起算して5営業日目以降に販売会社を通じて支払われます。

8 ファンドの運営の仕組み・体制等

ファンドの仕組み

①当ファンドはファミリーファンド方式により運用します。

ファミリーファンド方式とは、取得申込者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。複数のベビーファンドの資金をまとめてマザーファンドで運用することができ、運用の効率を向上させることが可能な仕組みです。

ファンドの仕組み

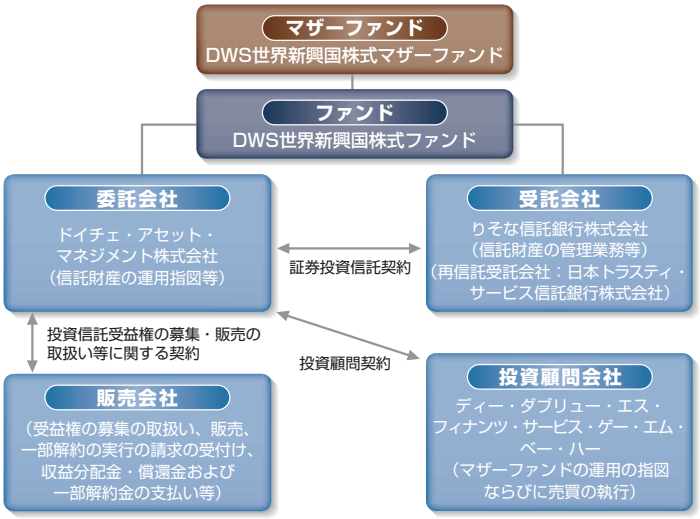

②委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次のとおりです。

a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. りそな信託銀行株式会社（「受託会社」）（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

d. ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハー（所在地：ドイツ　フランクフルト）（「投資顧問会社」）

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行います。なお、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

用語解説

◆信託財産
ファンドにおいて運用される株式や債券などの有価証券や現金などの財産をいいます。信託財産は、受託会社により保管・管理されています。

◆目論見書
各ファンドの内容を詳しく説明している法定文書です。
ファンドの申込者に必ず交付しなければならない「交付目論見書」と、投資家から請求があった場合に交付される「請求目論見書」があります。なお、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

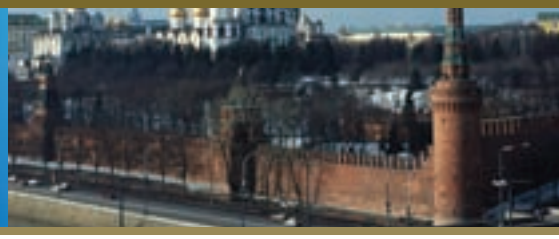

委託会社の概況

■ 資本金の額

資本金の額	1,998百万円（平成18年10月末日現在）

■ 沿革

昭和60年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント株式会社設立
昭和62年	投資顧問業登録、投資一任業務認可
平成 2 年	ドイツ銀投資顧問株式会社と合併、社名をディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント株式会社に改称
平成 7 年	投信業務兼営のため、社名をディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
平成 7 年	証券投資信託委託会社免許取得
平成 8 年	社名をドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
平成11年	バンカース・トラスト投信投資顧問株式会社と合併、社名をドイチェ・アセット・マネジメント株式会社に改称
平成14年	チューリッヒ・スカダー投資顧問株式会社と合併

■ 大株主の状況　平成18年10月末日現在の大株主の状況

名　　称	ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
住　　所	シンガポール038985サンテックタワーファイブ＃12−08テマセックブールバード5
所有株式	39,960株
所有比率	100%

運用体制

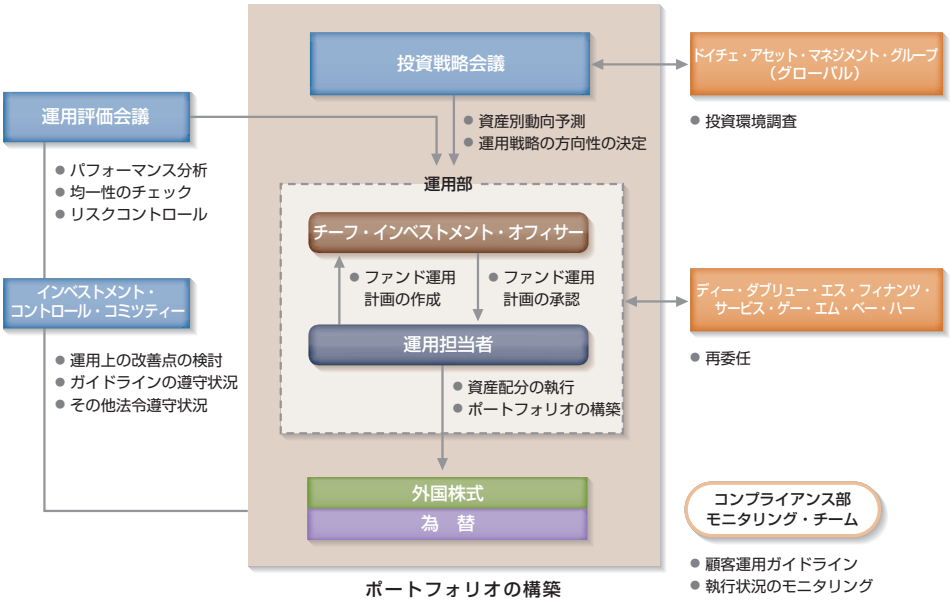

①ファンドの運用体制

委託会社はマザーファンドに係る運用指図に関する権限を、ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハー（所在地：ドイツ　フランクフルト）に委託し、同社が投資判断および売買の執行を行います。

◆ポートフォリオ
ファンド等の運用資産全体や、株・債券等の有価証券の銘柄群などを指します。

◆マザーファンド
投資家が取得するファンドを「ベビーファンド」といい、複数のベビーファンドの資金をまとめて運用するためのファンドを「マザーファンド」といいます。

◆委託会社
信託財産の運用指図などを行う運用会社で、委託者ともいいます。商品の性格や運用方針などを決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行う会社です。また、投資者に商品を説明する投資信託説明書（目論見書）や運用内容・結果を説明する運用報告書の作成などを行います。

運用の流れ

PLAN
運用計画の作成

- 運用計画の作成に当たっては、グローバルに展開する当社の海外拠点と情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針に従ってファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。

DO
ポートフォリオの構築

- 承認された運用計画に従って、ポートフォリオの構築を行います。
- 運用業務管理等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。
- 個々の投資判断については、必要に応じて、ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハーに所属する運用チームへ再委任を行います。

SEE
モニタリング／レビュー

- コンプライアンス部のモニタリング・チームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。
- 運用評価会議では、ファンドの運用成績を分析すると共に、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性などについてレビューを行います。

②ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

・ドイツ銀行グループの一員として、世界約30都市に拠点を設け、グローバルに資産運用サービスを展開しています。
・ファンド・マネジャーおよびリサーチ・スペシャリストが、緊密なチーム体制のもと、グローバルな観点と独自の洞察力で調査・分析、運用業務などを推進しています。

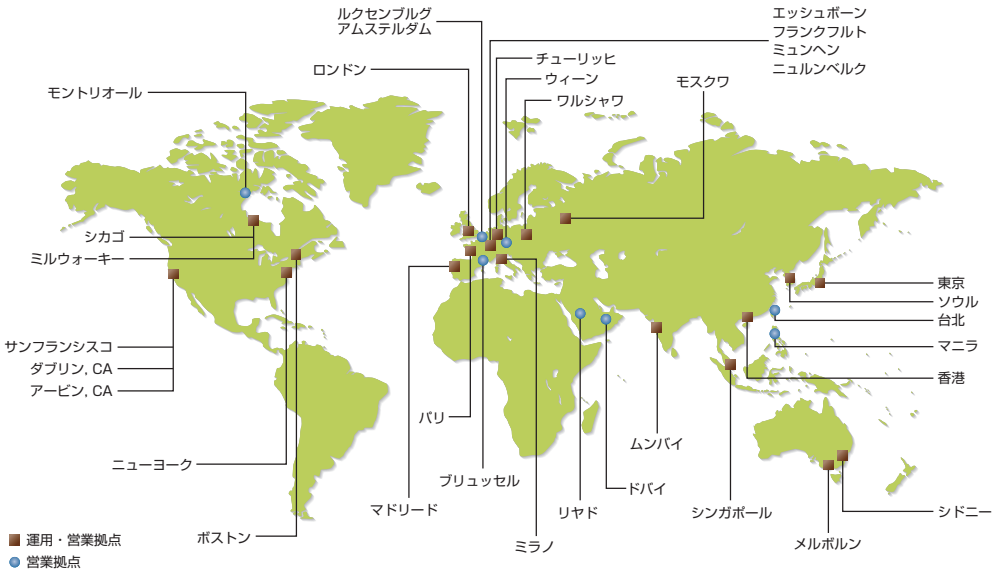

（2006年9月末現在）

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

用語解説

◆ファンド
多数の投資家から集めた資金をひとまとめにして専門家が運用し、その成果を投資家に還元する仕組みのことをいいます。一般的には、投資信託のことを指します。

◆ファンド・マネージャー
ファンドの運用に携わる専門家のことをいいます。

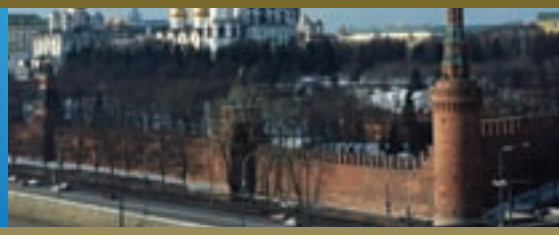

（参考）DWSの概要

◆設　　立：1956年（昭和31年）
◆資 本 金：1.15億ユーロ
◆従 業 員：ドイツ国内約800人　グローバル約1,600人
◆運用ファンド数：ドイツ国内約300本　グローバル約1,000本
◆運用資産残高：ドイツ国内1,216億ユーロ　グローバル約2,480億ユーロ※1
◆市 場 シ ェ ア：24.4%（ドイツ最大シェア）※2
◆DWS（ディー・ダブリュー・エス）とは、"有価証券の専門家"を意味するドイツ語Die Wertpapier Spezialistenを略したものです。

※1 2006年3月末現在、それ以外は2006年4月末現在
※2 外国籍ファンドを含む資産運用残高ベース（出所：BVI ドイツ投資信託協会 2006年9月末現在）

・DWSは、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループのリテールビジネスを担う投資信託会社グループです。
・右記設立、資本金はDWSの中核会社であるDWS Investment GmbHに関するものです。
・当ファンドは、委託会社が、DWSの一員であるディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハーにマザーファンドの運用の再委託を行う国内公募投資信託です。

投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

①リスク管理体制について

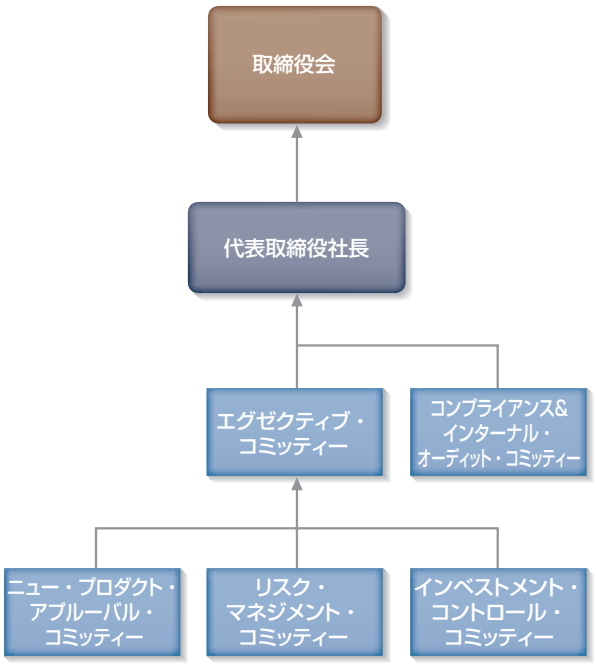

②各コミッティー等の概要

◆エグゼクティブ・コミッティー
・業務運営、リスク管理および内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については、代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。
・毎月開催

◆リスク・マネジメント・コミッティー
・リスク管理（主として自己勘定および委託会社全体に係

◆委託会社
信託財産の運用指図などを行う運用会社で、委託者ともいいます。商品の性格や運用方針などを決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行う会社です。また、投資者に商品を説明する投資信託説明書（目論見書）や運用内容・結果を説明する運用報告書の作成などを行います。

◆受益者
ファンドを取得した投資者のことです。受益者は保有口数に応じて収益分配金や償還金に対する請求権、換金請求権などの権利を有しています。

◆リスク
投資の世界では、予想されるリターン（収益）のブレ（変動）の大きさのことをいいます。「リスクが高い」ということは、当初に期待した通りのリターン（収益）にならない可能性が高いということです。期待に反して大きな損失を被る可能性もあります。
リスクとリターンは一般的に比例の関係にあり、高いリターン（収益）が期待できる商品はリスク（変動性）も高くなります。

るリスク）および内部統制に係る事項について決議する機関です。
・毎月開催

◆インベストメント・コントロール・コミッティー
・顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、意思決定を行う決議機関です。
・毎月開催

◆ニュー・プロダクト・アプルーバル・コミッティー
・新商品の導入および新規顧客口座開設にあたり、付随する諸問題等を導入前に検討し、導入の承認を決議する機関です。また、本コミッティーは、既存の商品および取引等の変更についても、同様に検討し、当該変更について承認するものとします。
・随時開催

◆コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー
・法務、コンプライアンスおよび監査に係る諸問題等（役職員の表彰・懲戒に係る事項を含む）を把握し、必要な意思決定を行う決議機関です。
・3ヵ月毎に開催

◆コンプライアンス部
・法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
・違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
・資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部・モニタリングチームが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
・運用ガイドラインのモニター
・取引の妥当性のチェック
・利益相反取引のチェック

◆監査部
・監査部は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理態勢、リスク管理態勢の適切性、有効性の検証を行います。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

用語解説

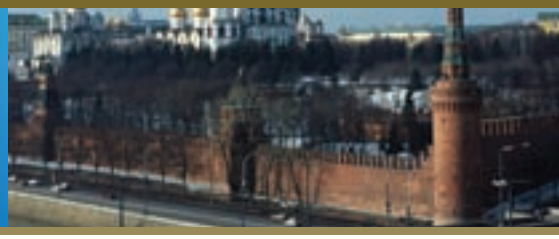

9 その他

ファンド管理の概要および運営等に関する事項について

■資産の評価

①基準価額の計算方法等について

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、信託財産に属する外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の左記照会先にお問合せください。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス　http://www.dami.co.jp/
・電話番号　03―5156―5247
（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：BRIC）

②運用資産の評価基準および評価方法

法令および社団法人投資信託協会規則に従って、原則として時価により評価しております。

■保管

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座等に記載または記録されることにより定まるため、保管に関する該当事項はありません。

■信託期間

信託契約締結日（平成19年1月31日）以降、無期限とします。

■計算期間

①当ファンドの計算期間は、毎年2月19日から8月18日までおよび8月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は平成19年1月31日から平成19年8月20日までとします。

②右記①にかかわらず、右記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

■信託の終了

①委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、この信託の受益権口数が50億口を下回ることとなった場合、または、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託会社は、右記①の事項について、あらかじめ、解

◆受益者
ファンドを取得した投資者のことです。受益者は保有口数に応じて収益分配金や償還金に対する請求権、換金請求権などの権利を有しています。

◆信託期間
ファンドが設定されてから、償還されるまでの期間をいいます。委託会社は受託会社と合意のうえ、所定の手続きにより、信託期間を変更することができます。

◆受益権
ファンドの収益を受ける権利のことです。

約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③右記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④右記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、右記①の信託契約の解約をしません。

⑤委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥右記③から⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、右記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

■信託約款の変更

①委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託会社は、右記①の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③右記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④右記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、右記①の信託約款の変更をしません。

⑤委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

■関係法人との契約の更改等

①投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書

当初の契約の有効期間は、当初契約日から1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

②投資顧問契約

a．契約の期間は、1年間とし、後記の規定に従って終

用語解説

◆信託約款
信託約款において、ファンド毎の運営・管理上の基本となる運用方針や仕組みなどが定められています。信託約款は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて作成され、その内容については、あらかじめ監督官庁に届出が行われます。委託会社と受託会社は、この信託約款に基づいて信託契約を締結し、ファンドの運営・管理を行います。

◆公告
国、公共団体、企業が、ある事項を広く一般に知らせること。官報・新聞への掲載や掲示など文書によるものをいいます。

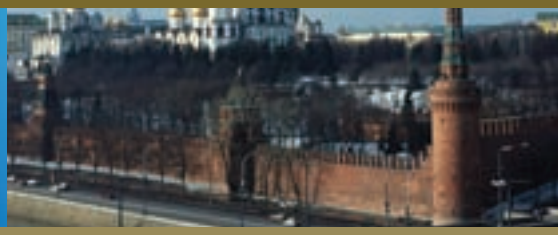

了しない限り、更に1年間自動的に更新されるものとします。

b. 30日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。

c. 終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

■運用報告書

委託会社は、投信法の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎および信託終了時に運用報告書を作成し、かつ、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付します。

■信託契約に関する監督官庁の命令

①委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、右記「■信託約款の変更」の規定にしたがいます。

■委託会社の認可取消等に伴う取扱い

①委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②右記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「■信託約款の変更　④」の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

■委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

①委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■受託会社の辞任に伴う取扱い

①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、右記「■信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

■公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

■信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

■再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

◆販売会社

ファンドの販売を行う会社（証券会社や銀行、生保、損保などの金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱のほか、換金（解約）の取扱、収益分配金・償還金の支払いの取扱などを行い、ファンドに関する投資家への窓口となります。

◆受託会社

信託財産の保管や管理を行う信託会社または信託業務を行う銀行で、受託者ともいいます。委託会社と締結した信託契約に基づいて、信託財産の保管や管理、基準価額の計算、外国証券を保管や管理する外国の保管銀行への指示または連絡などの業務を行います。

◆委託会社

信託財産の運用指図を行う運用会社で、委託者ともいいます。商品の性格や運用方針などを決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行う会社です。また、投資者に商品を説明する投資信託説明書（目論見書）や運用内容・結果を説明する運用報告書の作成などを行います。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

②償還金に関する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日目（予定）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として、受益者の請求を受付けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

④反対者の買取請求権

前記「ファンド管理の概要および運営等に関する事項について」に規定する「■信託の終了」または「■信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投信法第30条の2の規定に基づき、受託会社に対し、自己の有する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記「ファンド管理の概要および運営等に関する事項について ■信託の終了 ②」または「ファンド管理の概要および運営等に関する事項について ■信託約款の変更 ②」に規定する公告または書面に付記します。

⑤帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

用語解説

◆買取請求
ファンドの換金方法の一つで、受益権を販売会社に買い取ってもらうことにより換金する方法をいいます。

◆収益分配
ファンドの決算時に、運用の結果あげられた収益などを受益権の口数に応じて受益者に分配することです。収益分配金は、通常、決算日から起算して5営業日目以降に販売会社を通じて支払われます。

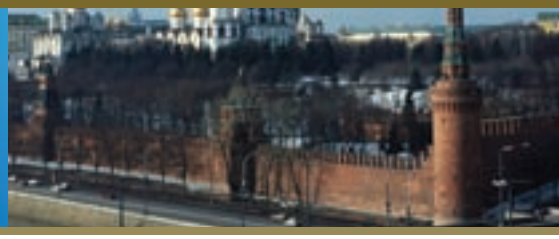

内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型証券投資信託の振替投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
当初元本は1口当たり1円です。
格付けは取得していません。
当ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行（売出）価額の総額

①当初申込期間：1、000億円を上限とします。
②継続申込期間：1兆円を上限とします。

申込期間

①当初申込期間
平成19年1月9日から平成19年1月30日まで
②継続申込期間
平成19年1月31日から平成19年12月5日まで
ただし、フランクフルト証券取引所またはフランクフルトの銀行の休業日には申込みの受付けは行いません。
※継続申込期間は、右記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

振替機関に関する事項

振替機関は左記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

払込期日

①当初申込期間
当ファンドの取得申込者は、当初申込期間中に申込代金を販売会社にお支払いいただくものとします。当初申込に係る発行価額の総額は、設定日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。
②継続申込期間
当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いいただくものとします。詳細については、販売会社にお問合せください。
各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

◆販売会社
ファンドの販売を行う会社（証券会社や銀行、生保、損保などの金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱のほか、換金（解約）の取扱、収益分配金・償還金の支払いの取扱などを行い、ファンドに関する投資家への窓口となります。

◆受益権
ファンドの収益を受ける権利のことです。

◆追加型株式投資信託
当初設定後も追加設定が行われ、追加設定分も当初の信託財産とともに運用される株式投資信託で、オープン型投資信託ともいいます。基本的にいつでも時価で買付・売却が可能です。

申込取扱場所・払込取扱場所

原則として販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。払込みは原則として、申込みの取扱いを行った販売会社において取扱います。
詳細につきましては、販売会社または委託会社の左記照会先にお問合せください。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス　http://www.dami.co.jp/
・電話番号　03―5156―5247
（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

その他

①振替受益権について
当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）
◆投資信託振替制度とは、
ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度では
・原則として受益証券を保有することはできません。
・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

②日本以外の地域での発行
該当事項はありません。

内国投資信託受益証券事務の概要

①名義書換等について
該当事項はありません。

②受益者名簿について
作成しません。

③受益者集会について
受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

④受益者に対する特典
該当事項はありません。

⑤内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。
a．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
b．右記a．の申請のある場合には、右記a．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増

用語解説

◆ファンド
多数の投資家から集めた資金をひとまとめにして専門家が運用し、その成果を投資家に還元する仕組みのことをいいます。一般的には、投資信託のことを指します。

◆リスク
投資の世界では、予想されるリターン（収益）のブレ（変動）の大きさのことをいいます。「リスクが高い」ということは、当初に期待した通りのリターン（収益）にならない可能性が高いということです。期待に反して大きな損失を被る可能性もあります。
リスクとリターンは一般的に比例の関係にあり、高いリターン（収益）が期待できる商品はリスク（変動性）も高くなります。

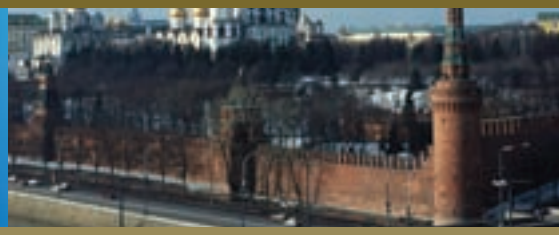

加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、右記ａ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．右記ａ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

ｄ．受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

⑥受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑦償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

⑧質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

運用状況

(1)【投資状況】

当ファンドは、平成19年1月31日から運用を開始することを予定しておりますので、有価証券届出書提出日現在において該当事項はありません。

(2)【投資資産】

当ファンドは、平成19年1月31日から運用を開始することを予定しておりますので、有価証券届出書提出日現在において該当事項はありません。

(3)【運用実績】

当ファンドは、平成19年1月31日から運用を開始することを予定しておりますので、有価証券届出書提出日現在において該当事項はありません。

財務ハイライト情報

当ファンドは、平成19年1月31日から運用を開始することを予定しており、同日まで何ら資産を有しません。
当ファンドの監査は、あずさ監査法人が行います。
当ファンドの財務諸表は、「投資信託財産の貸借対照表、損益及剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成します。

◆受益者
ファンドを取得した投資者のことです。受益者は保有口数に応じて収益分配金や償還金に対する請求権、換金請求権などの権利を有しています。

◆受託会社
信託財産の保管や管理を行う信託会社または信託業務を行う銀行で、受託者ともいいます。委託会社と締結した信託契約に基づいて、信託財産の保管や管理、基準価額の計算、外国証券を保管や管理する外国の保管銀行への指示または連絡などの業務を行います。

◆委託会社
信託財産の運用指図などを行う運用会社で、委託者ともいいます。商品の性格や運用方針などを決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行う会社です。また、投資者に商品を説明する投資信託説明書（目論見書）や運用内容・結果を説明する運用報告書の作成などを行います。

ファンド詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部　ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
  - 1 申込（販売）手続等
  - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
  - 1 資産管理等の概要
    - (1) 資産の評価
    - (2) 保管
    - (3) 信託期間
    - (4) 計算期間
    - (5) その他
  - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
  - 1 財務諸表
    - (1) 貸借対照表
    - (2) 損益及び剰余金計算書
    - (3) 注記表
    - (4) 附属明細表
  - 2 ファンドの現況
    - 純資産額計算書
      - Ⅰ 資産総額
      - Ⅱ 負債総額
      - Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）
      - Ⅳ 発行済数量
      - Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）
- 第5 設定及び解約の実績

※ 右記の情報については、EDINET（エディネット）でも閲覧することができます。

用語解説

◆EDINET（エディネット）
Electronic Disclosure for Investors' NETwork の略で、「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は、EDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券報告書等を閲覧することができます。

追加型証券投資信託
DWS世界新興国株式ファンド
約 款

運用の基本方針

信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2 運用方法

(1)投資対象

DWS世界新興国株式マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主として親投資信託の受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

②実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

③信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

④市況動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。

④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

3 収益分配方針

毎決算時（原則として2月18日および8月18日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
DWS世界新興国株式ファンド　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

（信託事務の委託）

第2条　受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融

機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

（信託の目的、金額および追加信託金の限度額）

第3条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第47条第2項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の信託期間終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の金額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第27条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込みをした取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、当該受益権の取得申込みに応じないものとします。

②前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③委託者は、第1項の規定にかかわらず、受益者が別

に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受付けるものとします。

④第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑥第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益証券の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ有価証券
ロ有価証券指数等先物取引に係る権利
ハ有価証券オプション取引に係る権利
ニ外国市場証券先物取引に係る権利
ホ有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
ヘ有価証券店頭オプション取引に係る権利
ト有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
チ金銭債権
リ約束手形
ヌ金融先物取引に係る権利
ル金融デリバティブ取引に係る権利
ヲ次に掲げるものを信託する信託の受益権
(i)金銭
(ii)有価証券
(iii)金銭債権

2次に掲げる特定資産以外の資産

イ抵当証券
ロ為替手形
ハ外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

（運用の指図範囲等）

第16条　この信託において投資の対象とする有価証券は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とするＤＷＳ世界新興国株式マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1株券または新株引受権証書
2国債証券
3地方債証券
4特別の法律により法人の発行する債券
5社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6資産の流動化に係る特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
7特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
8協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
9資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
10資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号の4で定めるものをいいます。）
11コマーシャル・ペーパー
12新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
15投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16投資法人債券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
18オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
19預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
20外国法人が発行する譲渡性預金証書
21貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
22外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、

第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1 預金
2 指定金銭信託
3 コール・ローン
4 手形割引市場において売買される手形
5 抵当証券

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条　受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、第28条第2項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

②前項の取扱いは、第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条および第33条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第20条　委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（信用取引の指図範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2 株式分割により取得する株券
3 有償増資により取得する株券
4 売り出しにより取得する株券
5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

③委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

（先物取引等の運用指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④前項において親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第24条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第27条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（信託業務の委託）

第28条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

②受託者は、前項のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者を委託先として選定します。

1委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること

4内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

③受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（有価証券の保管）

第29条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第30条　金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の表示および記載の省略）

第31条　信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

（有価証券の売却等の指図）

第32条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条　委託者は、前条の規定による一部解約および有価証券の売却代金等、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第34条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって

有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該金融商品の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第35条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第36条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第37条　この信託の計算期間は、毎年2月19日から8月18日までおよび8月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、平成19年1月31日から平成19年8月20日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第38条　受託者は、毎計算期間末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第39条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、広告費用、格付費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

②委託者は、前項に定める信託事務の処理等に有する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は実際に支払う金額の支払いを受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。

③前項において、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は信託財産の規模等を考慮して、期中にあらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。

（信託報酬等の総額）

第40条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の188の率を乗じて得た金額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めるものとします。

③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第41条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1配当金、利金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期間末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条　受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第43条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申

込者とします。）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます

③償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦前項に規定する「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条　受益者が、収益分配金について第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに償還金について第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第45条　委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、当該証券会社および登録金融機関が定める単位をもってその受益権を買取ることができます。ただし、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、受益権の買取請求の受付けは行いません。

②前項の場合、受益権の買取価額は、買取請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

③委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、委託者と協議のうえ第1項による受益権の買取の受付けを中止することおよびすでに受付けた受益権の買取の受付けを取り消すことができます。

④前項により受益権の買取りの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

（一部解約）

第46条　受益者（第45条第1項における委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、一部解約の実行請求の受付は行いません。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第47条　委託者は、第4条の規定による信託終了日前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を

監督官庁に届け出します。

③委託者は、前2項の事項において、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項に基づく信託契約の解約をしません。

⑥委託者は、前項に基づきこの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第49条　委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第51条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者は、新受託者を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第52条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項に基づくこの信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、前項に基づきこの信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第53条　第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第54条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第55条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年1月31日（信託契約締結日）

委託者　ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者　りそな信託銀行株式会社

I別に定める現地の証券取引所等

信託約款第12条第1項、第45条第1項および第46条第1項における「別に定める現地の証券取引所等」とは次のものとします。

フランクフルト証券取引所

フランクフルトの銀行

親投資信託
DWS世界新興国株式マザーファンド
約 款

運用の基本方針

信託約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2 運用方法

(1)投資対象

主として、ブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含む）など新興国（以下「主要投資対象国」といいます。）のいずれかの証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式および預託証書等（以下総称して「株式等」といいます。）のうち、主要投資対象国において主たる企業活動を展開する企業、本店が所在する企業の株式等を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①高い経済成長が期待されている主要投資対象国の企業の株式等に投資します。

②主要投資対象国で主たる企業活動を展開する先進国の企業の株式等や先進国の証券取引所に上場されている主要投資対象国の企業の株式等に投資することもあります。

③株式への投資にあたっては、収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

④外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑤信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑥市況動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

（信託の目的、金額および追加信託金の限度額）

第3条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項および第2項、第44条第1項、第45条第1項、第47条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

（受益者）

第6条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除して得た金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②第25条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第10条　委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条　委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（投資の対象とする資産の種類）

第12条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ有価証券

ロ有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ有価証券オプション取引に係る権利

ニ外国市場証券先物取引に係る権利

ホ有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利

ヘ有価証券店頭オプション取引に係る権利

ト有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利

チ金銭債権

リ約束手形

ヌ金融先物取引に係る権利

ル金融デリバティブ取引に係る権利

ヲ次に掲げるものを信託する信託の受益権

(i)金銭

(ii)有価証券

(iii)金銭債権

2次に掲げる特定資産以外の資産

イ抵当証券

ロ為替手形

ハ外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

（運用の指図範囲等）

第13条　委託者（第16条第1項に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第15条、第17条から第23条、第25条、第30条から第32条まで同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図するものとします。

1株券または新株引受権証書

2国債証券

3地方債証券

4特別の法律により法人の発行する債券

5社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6資産の流動化に係る特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）

7特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）

8協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）

9資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）

10資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号の4で定めるものをいいます。）

11コマーシャル・ペーパー

12新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

14投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

15投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの

16 投資法人債券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
18 オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
19 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
20 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
22 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1 預金
2 指定金銭信託
3 コール・ローン
4 手形割引市場において売買される手形
5 抵当証券

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第14条　受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、第26条第2項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条および第13条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

②前項の取扱いは、第19条から第21条まで、第23条、第25条、第30条および第31条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第15条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第16条　委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商　号：ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハー
所在地：フランクフルト・アム・マイン、D-60327　マインツァー・ラント通り178-190

②前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする証券投資信託に係る当該証券投資信託の信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から、各計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その額については、信託財産の純資産総額に年10,000分の45以内の率を乗じて得た金額とします。

③第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法令に違反した場合、この信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式等の範囲）

第17条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第18条　委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

②委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2 株式分割により取得する株券
3 有償増資により取得する株券
4 売り出しにより取得する株券
5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

③委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物

取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第21条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第22条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第24条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

（信託業務の委託）

第26条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

②受託者は、前項のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者を委託先として選定します。

1委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること

4内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

③受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（有価証券の保管）

第27条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第28条　金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の表示および記載の省略）

第29条　信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

（有価証券の売却等の指図）

第30条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条　委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金等、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第32条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条　この信託の計算期間は、毎年8月19日から翌年

8月18日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、平成19年1月31日から平成19年8月20日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第35条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第36条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第37条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第38条　信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中の分配を行いません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第39条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託契約の一部解約）

第40条　委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

②解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第41条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第42条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払い）

第43条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第44条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

（委託者の認可取消等に伴う取扱い）

第45条　委託者が、監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第46条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任に伴う取扱い）

第47条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第48条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らな

いものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第49条　第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第41条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第51条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第52条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第53条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年1月31日（信託契約締結日）

委託者　ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者　りそな信託銀行株式会社

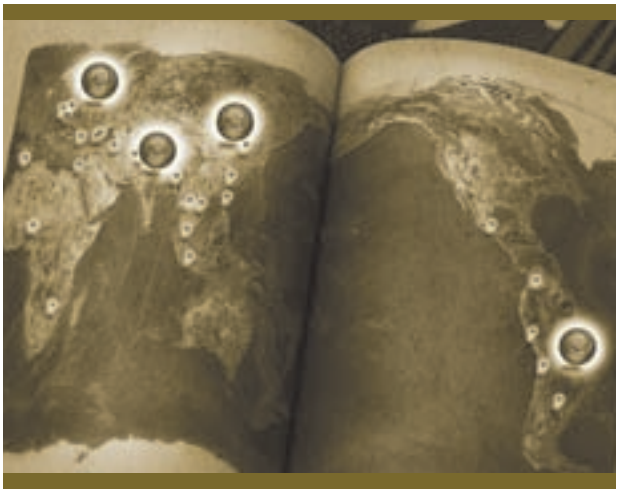

投資信託説明書(請求目論見書)
2007.1

愛称：

りそなBRICsプラス

ＤＷＳ世界新興国株式ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)

本書は証券取引法第１３条の規定に基づく目論見書です。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

DWS INVESTMENTS
Deutsche Bank Group

Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group

1．本書により行う「DWS世界新興国株式ファンド（愛称：りそな　BRICsプラス）」（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第５条の規定により有価証券届出書を平成18年12月22日に関東財務局長に提出しており、平成19年１月７日にその効力が発生しております。
2．当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3．本書は、有価証券届出書「第三部ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国の株式を投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

発行者名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　関崎　司
本店の所在の場所	東京都千代田区永田町二丁目11番１号 山王パークタワー
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

Contents

ファンドの沿革……1

手続等……1
申込（販売）手続等……1
換金（解約）手続等……3

管理及び運営……4
資産管理等の概要……4
受益者の権利等……7

ファンドの経理状況……8
財務諸表……8
ファンドの現況……8

設定及び解約の実績……8

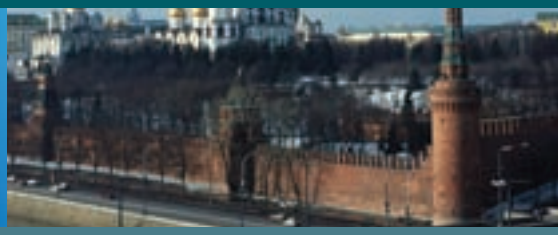

ファンドの沿革

平成19年1月31日　信託契約締結、ファンドの設定日、
ファンドの運用開始（予定）

手続等

申込（販売）手続等

①当ファンドの取得申込みの受付けは、販売会社を通じて、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に、取得申込みの受付が行われかつ当該取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の取得申込受付分として取り扱います。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付分になります。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。詳しくは、販売会社にお問合せください。なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」※にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

※販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

③当ファンドの取得価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間の場合は1口当たり1円）とします。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。
詳細につきましては、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。

④申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。詳細につきましては、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。

⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間の場合は1口当たり1円）に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定め

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

- ホームページアドレス　http://www.damj.co.jp/
- 電話番号　03−5156−5247

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

る手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細につきましては、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。
「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

⑥当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いいただくものとします。詳細については、販売会社にお問合せください。

⑦取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消等
a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを制限または停止することができます。
b. 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

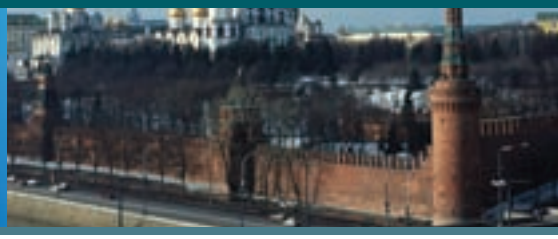

換金（解約）手続等

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付けは、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に一部解約の実行の請求が行われかつ当該請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。

②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。
解約価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。詳細につきましては、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。

④解約単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。詳細につきましては、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。

⑤お手取額は、解約価額が個別元本※1を上回った場合その超過額に対して、次の所定の税金を差し引いた額となります。
・個人の受益者の場合は、10％（所得税7％および地方税3％）※2
・法人の受益者の場合は、7％（所得税7％）※3

※1「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等をいいます。
※2 税率は平成20年4月1日から20％（所得税15％および地方税5％）となる予定です。
※3 税率は平成20年4月1日から15％（所得税15％）となる予定です。
（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。

⑥解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社において支払われます。

⑦委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。
（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買取る場合があります。
詳しくは、販売会社にお問合せください。

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

- ホームページアドレス　http://www.damj.co.jp/
- 電話番号　03−5156−5247

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

管理及び運営

資産管理等の概要

(1)資産の評価

①基準価額の計算方法等について

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、信託財産に属する外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の左記照会先にお問合せください。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス　http://www.dami.co.jp/

・電話番号　03−5156−5247

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：BRIC）

②運用資産の評価基準および評価方法

法令および社団法人投資信託協会規則に従って、原則として時価により評価しております。

(2)保管

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座等に記載または記録されることにより定まるため、保管に関する該当事項はありません。

(3)信託期間

信託契約締結日（平成19年1月31日）以降、無期限とします。

(4)計算期間

①当ファンドの計算期間は、毎年2月19日から8月18日までおよび8月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は平成19年1月31日から平成19年8月20日までとします。

②右記①にかかわらず、右記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、右記(3)に定める信託期間の終了日とします。

(5)その他

①信託の終了

a．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、この信託の受益権口数が50億口を下回ることとなった場合、または、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社

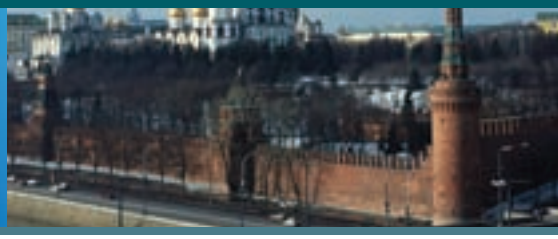

は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、右記a.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. 右記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d. 右記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、右記a.の信託契約の解約をしません。

e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f. 右記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、右記c.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託約款の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、右記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. 右記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d. 右記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、右記a.の信託約款の変更をしません。

e. 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③関係法人との契約の更改等

a. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書

当初の契約の有効期間は、当初契約日から1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

b. 投資顧問契約

1）契約の期間は、1年間とし、後記の規定に従って終了しない限り、更に1年間自動的に更新されるもの

とします。

2）30日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。

3）終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

④運用報告書

委託会社は、投信法の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎および信託終了時に運用報告書を作成し、かつ、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付します。

⑤信託契約に関する監督官庁の命令

a．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

b．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記②の規定にしたがいます。

⑥委託会社の認可取消等に伴う取扱い

a．委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．右記a．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記②d．の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任に伴う取扱い

a．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、前記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

b．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

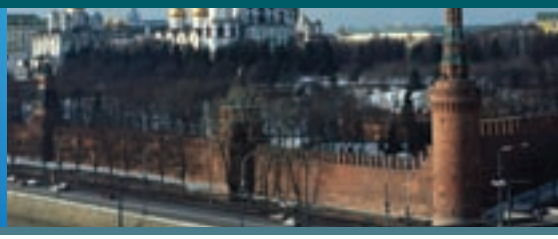

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

②償還金に関する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日目（予定）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として、受益者の請求を受付けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

④反対者の買取請求権

前記「資産管理等の概要⑸その他」に規定する「①信託の終了」または「②信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投信法第30条の2の規定に基づき、受託会社に対し、自己の有する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記「資産管理等の概要⑸その他 ①信託の終了 b.」または「資産管理等の概要⑸その他 ②信託約款の変更 b.」に規定する公告または書面に付記します。

⑤帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

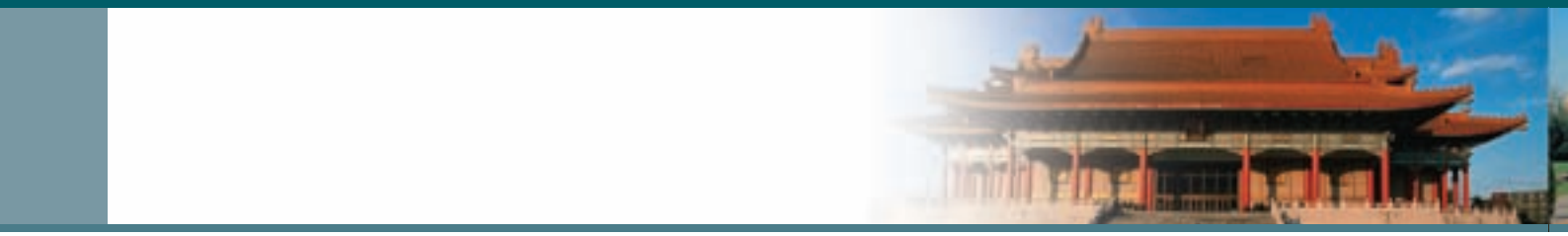

ファンドの経理状況

当ファンドは、平成19年1月31日から運用を開始することを予定しており、同日まで何ら資産を有しません。
当ファンドの監査は、あずさ監査法人が行います。
当ファンドの財務諸表は、「投資信託財産の貸借対照表、損益及剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成します。

財務諸表

当ファンドは、平成19年1月31日から運用を開始することを予定しておりますので、有価証券届出書提出日現在において該当事項はありません。

ファンドの現況

当ファンドは、平成19年1月31日から運用を開始することを予定しておりますので、有価証券届出書提出日現在において該当事項はありません。

設定及び解約の実績

当ファンドは、平成19年1月31日から運用を開始することを予定しておりますので、有価証券届出書提出日現在において該当事項はありません。

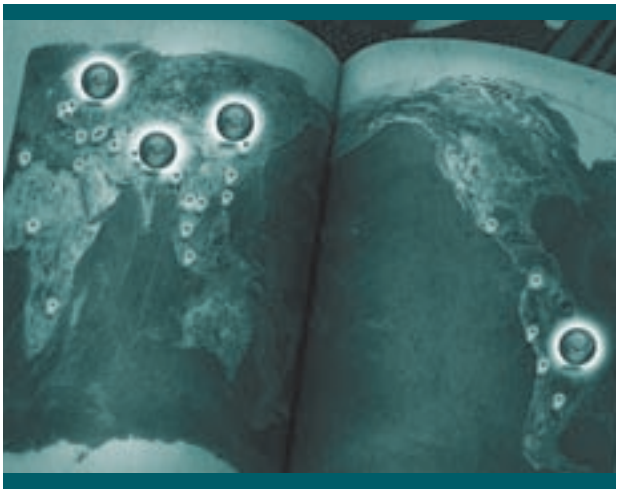

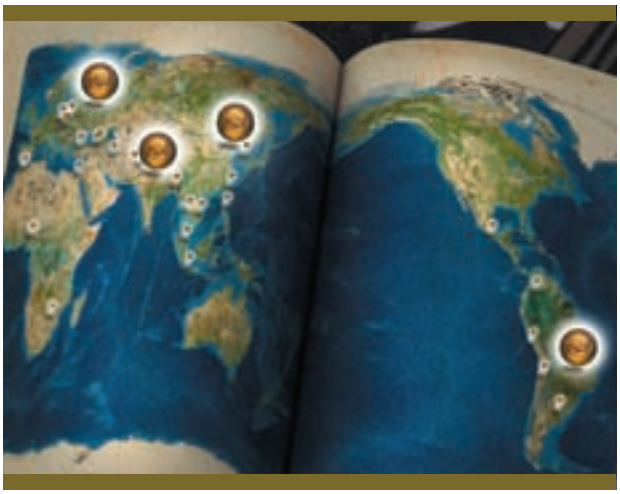

りそな BRICsプラス

～DWS 世界新興国株式ファンド～